

令和5年度 ユネスコ活動費補助金
(SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業)
審査基準

令和2年2月14日
(令和3年2月2日改訂)
(令和4年2月28日改訂)
(令和5年1月19日改訂)
文部科学省国際統括官付

ユネスコ活動費補助金(SDGs達成の担い手育成(ESD)推進事業)に関する企画公募の審査は、この審査基準により行うものとする。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

1. 審査方法

審査は、ユネスコ活動費補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、行う。

2. 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画書について、本審査基準の「3. 評価方法・項目」に基づき、書面審査を行う。審査委員会は、書面審査結果を踏まえ、合議による審議を経て、採択案件を決定する。原則として、最も得点の高い者から順番に採択するものとする。ただし、「令和5年度ユネスコ活動費補助金公募要領」の「2. 補助対象事業」に記載された各分類について、採択案件が無い分類が生じる場合には、審査委員会の審議にて、全体の中での得点も考慮の上、その分類の申請案件の中で採択することも可能とする。なお、公募要領に記載のある採択件数は公募時点での予定件数であり、審査委員会の決定や予算の都合により増減する場合がある。

3. 評価方法・項目

評価は提出された企画書ごとに「絶対評価」にて行うものとする。下記の各評価項目について4. に示す評価基準による5段階評価とし、各委員の合計点を平均した点数がその企画書の評価点とする。

〔評価項目〕

(1) 事業内容及び実施主体に関する評価

- ①事業の目的・計画が具体的に設定され、実現的・妥当性があること
- ②事業推進の方法・内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③新規案件の場合、他に前例がない新しい取組にチャレンジしようとしている。継続案件の場合、前年度の取組をベースに、非常に発展的な取組にチャレンジしようとしている。

- ④公募要領「3. 申請要件」に照らし、必要な知識や実績を有していること。
- ⑤事業実施主体として事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ⑥事業を適切に遂行するとともに、事業の成果を幅広く共有・普及するための連携・協力体制を有していること。
- ⑦事業終了後も成果を継続・発展させていく計画が設定されていること。
- ⑧妥当な経費が示されていること。
- ⑨財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有していること。

参考：評価項目と提出資料の対応について

評価項目	評価の根拠とする資料及び「企画書」の項目等
①	企画書 II 1. 2. (1) (2)
②	企画書 II 2. (1) (2)
③	企画書 II 2. (1) (2) (3)
④	企画書 II 2. (2) (3)
⑤	企画書 II 2. (3)
⑥	企画書 II 2. (3)、III 1. 2.
⑦	企画書 III 3. 4.
⑧	企画書 IV
⑨	団体の概要に関する書類

4. 評価基準

(1) 「3 (1) 事業実施主体に関する評価」及び「3 (2) 事業内容に関する評価」に係る評価基準は以下の5段階とする。また、審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	やや劣っている	2点
E	劣っている	1点

(2) 評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 8点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2. 7点
- ・認定段階3＝3. 6点
- ・プラチナえるぼし認定＝5. 5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0. 9点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1. 8点

・トライくるみん認定＝2. 7点

・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。))＝2. 7点

・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2. 7点

・プラチナくるみん認定＝5. 5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝3. 6点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

評価項目	係数	評価基準				
		A	B	C	D	E
(1)						
①	3. 0	15	12	9	6	3
②	3. 0	15	12	9	6	3
③	2. 0	10	8	6	4	2
④	2. 0	10	8	6	4	2
⑤	2. 0	10	8	6	4	2
⑥	3. 0	15	12	9	6	3

⑦	2. 0	10	8	6	4	2
⑧	2. 0	10	8	6	4	2
⑨	1. 0	5	4	3	2	1
(2)	—	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・ブラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 8点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2. 7点 ・認定段階3＝3. 6点 ・ブラチナえるぼし認定＝5. 5点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0. 9点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1. 8点 ・トライくるみん認定＝2. 7点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）＝2. 7点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2. 7点 ・ブラチナくるみん認定＝5. 5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝3. 6点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>				

5. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

6. その他

本事業の追加公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。